

平成 26 年 10 月

関西広域連合議会総務常任委員会会議録

平成 26 年 10 月関西広域連合議会総務常任委員会会議録 目次

平成 26 年 10 月 11 日

1	議 事 日 程	1
2	出 席 委 員	1
3	欠 席 委 員	1
4	事務局出席職員職氏名	1
5	説明のため出席した者の職氏名	2
6	会 議 概 要	2

○議 事 日 程

開会日時 平成 26 年 10 月 11 日

開催場所 関西広域連合本部事務局 11 階 大会議室

開会時間 午後 1 時 30 分開会

閉会時間 午後 2 時 58 分閉会

○議 第

1 付託議案

第 1 第 9 号議案平成 25 年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件

2 報告事項

第 1 関西広域連合委員会について

第 2 琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会について

第 3 関西圏域の展望研究の実施について

第 4 「まち・ひと・しごと創生本部」に対する提案について

第 5 関西ワールドマスタースゲームズ 2021 について

○出 席 委 員 (28 名)

1 番 富 田 博 明	17 番 釜 谷 研 造
2 番 中 沢 啓 子	18 番 日 村 豊 彦
3 番 家 森 茂 樹	19 番 岸 本 健
5 番 中 川 貴 由	21 番 花 田 健 吉
6 番 村 井 弘	24 番 伊 藤 保
7 番 石 田 宗 久	26 番 檜 本 孝
8 番 北 岡 千はる	28 番 隠 塚 功
9 番 上 島 一 彦	30 番 田 辺 信 広
10 番 三 宅 史 明	31 番 杉 田 忠 裕
11 番 富 田 健 治	32 番 木 下 吉 信
12 番 横 倉 廉 幸	33 番 吉 川 敏 文
13 番 吉 田 利 幸	34 番 西 村 昭 三
14 番 石 井 秀 武	35 番 藤 原 武 光
16 番 山 本 敏 信	36 番 安 井 俊 彦

○欠 席 委 員 (8 名)

4 番 吉 田 清 一	23 番 稲 田 寿 久
15 番 合 田 博 一	25 番 重 清 佳 之
20 番 角 田 秀 樹	27 番 北 島 勝 也
22 番 山 下 直 也	29 番 井 上 与 一 郎

○事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐 藤 博 之

議会事務局調査課長 樋 本 伸 夫

○説明のため出席した者の職氏名

本部事務局長	中 塚 則 男
本部事務局次長	古 川 美 信
本部事務局次長兼総務課長	村 上 元 伸
本部事務局参与 (マスタースポーツ担当)	齊 藤 和 満
本部事務局参与 (官民連携担当)	森 健 夫
本部事務局企画課長	早 田 陽 祐
本部事務局参事(資格試験・免許担当)	辻 村 雅 仁
本部事務局計画課長	立 石 和 史
本部事務局国出先機関対策課長	笠 井 浩 二
本部事務局課長 (マスタースポーツ担当)	長 町 哲 治
本部事務局課長 (マスタースポーツ担当)	田 中 健 司
本部事務局課長 (滋賀県担当)	中 村 裕 一
本部事務局課長 (京都府担当)	古 澤 明
本部事務局課長 (大阪府担当)	小 高 將 根
本部事務局課長 (兵庫県担当)	甘 利 英 治
本部事務局課長 (和歌山県担当)	田 嶋 久 嗣
本部事務局課長 (鳥取県担当)	若 松 紀 樹
本部事務局課長 (徳島県担当)	三 好 誠 治
本部事務局課長 (京都市担当)	西 川 正 輝
本部事務局課長 (大阪市担当)	間 嶋 淳
本部事務局課長 (堺市担当)	垂 井 究
本部事務局課長 (神戸市担当)	藤 原 啓
広域防災局防災計画参事	藤 森 龍
広域観光・文化振興局長	平 井 裕 子
広域産業振興局長	樫 岡 宗 吉
広域医療局長	大 田 泰 介
広域環境保全局長	廣 脇 正 機
広域職員研修局次長	山 田 成 紀
広域産業振興局農林水産部長	増 谷 行 紀
エネルギー検討会プロジェクトチーム参与	白 谷 章
関西イノベーション推進室参事(産学官連携担当)	落 合 正 晴
関西イノベーション推進室課長(特区担当)	金 森 真 澄

午後1時30分開会

○副委員長 (三宅史明) それでは、開会に先立ちまして、お伝えさせていただきます。

本日、山下委員長が欠席のため、かわりまして私、三宅が委員長を務めさせていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

これより関西広域連合議会総務常任委員会を開会いたします。

議事に先立ち、ご報告いたします。

10月9日付で大阪府議会から選出されました富田健治議員が出席されておりますので、ご紹介申し上げます。

富田委員。

○富田健治委員 大阪府議会からの富田健治でございます。

もう一人、富田先生もおられますけども、また復帰させていただきましたので、よろしく皆さん、ご指導お願いいたします。

〔拍手あり〕

○副委員長（三宅史明） ありがとうございます。

本日の理事者側の出席者につきましては、お手元に名簿を配付しておりますので、どうかごらんおきいただきたいと思います。

それでは、議事に入ります。

本日は、次第にありますとおり付託議案の審査を行い、その後、五つの項目につきましてご報告を受けることといたします。

委員会の終了時間は15時30分をめぐりましてしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、付託議案の審査に入ります。

本委員会に付託されている議案は、8月定例会提出、第9号議案平成25年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件であります。

付託議案につきまして、本部事務局から説明願います。

村上次長兼総務課長。

○本部事務局次長兼総務課長（村上元伸） それでは、私のほうから、第9号議案についてご説明いたします。資料のほうの2ページをお願いいたします。

よろしいでしょうか。まず歳入です。ご説明いたします。

款1、分担金及び負担金収入済額、8億4,843万3,000円。構成府縣市からの負担金です。

2、使用料及び手数料収入済額1億1,768万2,000円。通訳案内士の登録手数料と調理師、製菓衛生士、准看護師の試験登録等の手数料です。収入未済額97万5,100円は、登録者等からの過誤納付に係る還付分を計上しております。

3、国庫支出金収入済額2億2,709万4,000円。ドクターヘリの国庫補助金と文化芸術振興事業に関する国庫補助金です。

4、寄付金、収入はございません。

5、繰入金、収入済額230万4,000円。財政調整基金からの繰入です。

6、繰越金、収入済額460万8,958円。平成24年度からの繰越金です。地方財政法の規定に基づきまして、その2分の1を財政調整基金に繰り出し、款5繰入金のとおり、全額一般会計に繰り入れをしています。

7、雑入、収入済額502万361円。これは事務所賃借分の国際戦略特区の地域協議会からの相互の負担金や公益医療費の事業でありますドクターヘリ運航事業に関します奈良県の利用負担金等の収入です。

以上、歳入合計、収入済み額12億514万2,319円です。

3ページをお願いいたします。

次に、歳出です。千円未満は切り捨てて説明します。

款1、議会費、支出済額1,119万2,000円。

2、総務費、支出済額3億3,085万9,000円。本部事務局の人件費にその他の運営費等です。内、人件費の負担額は2億6,328万7,000円となります。

不用額の要因は、職員旅費や事務費の節減等によるものでございます。

3以降は各分野局で執行しております事業に関する費用です。

款3、広域防災費、支出済額1,301万1,000円。広域防災訓練など、広域防災に関する費用です。

4、広域観光・文化振興費、支出済額3,631万9,000円。関西国際観光イヤー2013や、香港・中国・東南アジアへのトッププロモーションの事業等、広域観光・文化振興に関する費用です。

5、広域産業振興費、支出済額2,187万3,000円。展示会に関西広域連合のブースを出展する合同プロモーションの実施や商談会などのビジネスマッチング促進、地産地消の推進など、広域産業振興に関する費用です。

6、広域医療費、支出済額6億4,071万4,000円。ドクターヘリ運航補助事業など、広域医療に関する費用です。

7、広域環境保全費、支出済額2,243万7,000円。カワウの生態調査など、広域環境保全に関する費用です。

8、資格試験・免許費、支出済額1億1,250万6,000円。平成25年度から調理師、製菓衛生士及び准看護師の資格試験・免許事務を本格実施しております。人件費を含めた事業経費でございます。

9、広域職員研修費、支出済額393万2,000円。

以上、歳出合計、支出済額11億9,284万5,000円です。歳入歳出差し引き残額は1,229万6,547円となります。

以下、事項別、各項目別の概要につきましては6ページ以降に記載しております。

以上で説明は終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○副委員長（三宅史明） それでは、質疑に移ります。

ご発言がありましたら挙手をお願いいたします。

特にご発言はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（三宅史明） それでは、質疑を終わります。

討論に移ります。討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（三宅史明） それでは、討論を終わらせていただきます。

これより、採決に入ります。

採決の方法は、挙手によります。

ただいま、採決に付しております第9号議案を認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○副委員長（三宅史明） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、第9号議案は認定されました。

ただいまの第9号議案につきましては、11月30日開催予定の11月臨時会におきまして、委員長報告を行います。

委員長報告につきましては、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副委員長（三宅史明） それでは、そのようにさせていただきます。

理事者の皆さん、退席していただいて結構でございます。

理事者交代のため、しばらくお待ちいただきたいと思います。

（休憩 午後1時38分～午後1時40分）

○副委員長（三宅史明） それでは続きまして、報告事項でございますけれども、去る9月23日に開催されました第49回広域連合委員会の開催概要につきまして、本部事務局から報告願います。

村上次長兼総務課長。

○本部事務局次長兼総務課長（村上元伸） それでは私のほうから、第49回連合委員会の概要につきましてご報告いたします。

資料1をお願いいたします。

9月23日に開催いたしました委員会の概要です。議事概要の1、協議事項でございます。

①につきまして、危険ドラッグ対策の充実強化に関する国への提言について協議し、取りまとめました。新たな視点に立った効果的な規制手法の確立や、水際対策の強化等々を内容とする要望でございます。本件につきましては、10月7日飯泉委員のほうから厚生労働省のほうに提言を行っております。

②「危険ドラッグ」撲滅に向けた緊急アピール。1とあわせまして、関西広域連合として関西の府民、県民の皆様に向けまして緊急アピールを行ったところでございます。

③関西圏域の展望研究。

④「まち・ひと・しごと創生本部」に対する提案につきましては、後ほどご報告いたします。

2、報告事項、以上のほか、平成26年8月豪雨の災害に関する管内被害状況。②京滋ドクターヘリの運航業務委託事業者の選定結果等について、また2ページに書いてあります③以降の合計6項目につきまして報告があったところでございます。

報告は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○副委員長（三宅史明） それでは、ただいまの説明につきまして、ご発言がある方は挙手願います。

ご発言はございませんでしょうか。吉川委員。

○吉川敏文委員 堺の吉川です。

第49回の関西広域連合委員会の概要をご説明いただきましたけれども、その中でまち・ひと・しごと創生本部に対する提案というところ。この内容については一定よろしいんですけども、これまで関西広域連合協議会あるいは委員会、さらに新たに設置された課題研究のところで、首都機能のバックアップ機能という項目があるとき、あるいは今回のように、東京一極集中からの脱却という言い方をされているというところがあるんですけども、ここは、特にお聞きしたいのは、首都機能のバックアップ機能というところを具

体的にどのようなことを進めていくのかという具体化は一体どこで、誰が、どのような形で検討されていくのか、少し教えていただきたいんですが。

○副委員長（三宅史明） 立石計画課長。

○本部事務局計画課長（立石和史） 首都機能のバックアップにつきましては、国のほうに対して、関経連等、経済界とともに一緒になって、実は一昨年度、調査研究を行いまして、その調査研究の結果を踏まえまして、関西に首都機能、行政機能などの中枢機能をバックアップ拠点として関西を位置づけてほしいということでの要請活動などを行っております。

その後、定例の関西広域連合の政府提案の中でも、この関西の首都機能バックアップを関西に拠点として持ってきてほしいという話についてはずっと提案させていただいているところでありますし、さらには、これも昨年12月に関西経済連合会が主催しましたシンポジウムの中で、この首都機能のバックアップについて連合長にパネリストとして出席していただきまして、アピールをさせていただいた。あるいは関西広域連合のホームページの中で、そういう取り組みをしているということでのアピールをさせていただいたりということでの取り組みをさせていただいているところでございます。

ちなみに、国のほうでは、首都直下地震の関係で、政府全体のBCPが策定されておまして、それにつきまして一定のバックアップについての考え方が示されているところでございますが、首都圏外へのバックアップ拠点の設定につきましては、主な大都市に対する部分を今後検討していくというふうな形で記載されていると。

引き続きまして、関西といたしましては、バックアップ拠点が関西において最適な都市圏であるというふうなことで、引き続き国に対して働きかけてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○副委員長（三宅史明） 吉川委員。

○吉川敏文委員 これまでもその点をご報告をいただいて、知っているわけですがけれども、漠然と関西にバックアップ機能とおっしゃっても、我々自身、どういう行政機能、そっくりそのまま中央省庁を関西に持ってこいという話ではないかと思っているんですけれども、そのイメージが共有できないものですから、なかなか首都機能バックアップを関西に位置づけろという、お題目で終わっているような気がするんですけれども。さらにもう少しお聞かせいただきたいんですが、行政機能のバックアップ機能、こういった行政機能のバックアップ機能を関西に持ってくるべきだと、関西広域連合ではお考えなんじゃないかね。

○副委員長（三宅史明） 立石計画課長。

○本部事務局計画課長（立石和史） 前回の一昨年度の調査の中身におきましては、例えば災害防災対策本部機能であるとか、行政の中での現地対策、つまり、首都で直下地震などが起こった場合に、現地対策が必要な部分を除いて、我々として必要な行政機能、外においてできる行政機能であるとか、さらには国会の機能であるとかというふうなことを想定させていただいております。

今後はやはりその辺のところ、国のほうでの検討も見ながら、我々が提言するというよりは国の検討も見ながら、それに合わせた形で要望していくというふうなことが必要ではないかなというふうに考えております。

○副委員長（三宅史明） 吉川委員。

○吉川敏文委員 これぐらいにしときたいんですが、そのバックアップ機能という部分と、一極集中からの脱却という部分、共通する部分もあるかと思うんですね。日本の国の行政の中心が東京であることによって、さまざまな一極集中が起こっているわけですがけれども、日常的に東京の行政機能を関西に持つのか、今おっしゃったように、何かがあったときのバックアップだというふうにするのかによって、東京都一極集中脱却の方策というのは変わってくるのかなというふうに思っておりますので、ちょっとそこをもう少しきちりと具体的なイメージを、一極集中からの脱却とあわせてご提示いただくように要望しておきたいと思っております。以上です。ありがとうございました。

○副委員長（三宅史明） よろしいですか。ほかにご発言はございませんでしょうか。

それでは、ご発言もないようでございますので、本件については、これで終わらせていただきたいと思います。

次に、琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会につきまして、理事者より説明願います。

笠井国出先機関対策課長。

○本部事務局国出先機関対策課長（笠井浩二） 私のほうから、琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会等につきましてご説明いたします。

この研究会につきましては、この7月に設置いたしましたところでございます、第2回まで研究会が開催されましたので、その概要等につきましてご説明いたします。

第1回でございます、8月14日に第1回研究会を開催いたしまして、まず議事でございますけれども、（1）でございます、研究会の趣旨説明ということで、本部事務局より研究会を設置しました背景、趣旨につきまして説明を行いました。また、流域対策の先進事例といたしまして、兵庫県の総合治水条例、それから滋賀県流域治水の推進に関する条例につきまして、両県から説明がなされたところでございます。

座長、副座長につきましては、京都大学名誉教授の中川博次委員、それから副座長につきましては滋賀大学教授の中村委員が選出されたところでございます。

（3）今後の研究会の進め方ということで確認をされております。

平成26年度、今年度につきましては、治水・防災に関する課題を主として整理することとする。この際、淀川水系河川整備計画の事業は織り込み済みのものとして、流域が抱える課題を整理することとするというふうにされています。

また、利水・環境等に係る議論、統合的流域管理や流域対策のあり方に関する議論は、構成府県市の合意の上、平成27年度以降に行うということを確認されております。

それから、前滋賀県知事の嘉田顧問が任命されておりますので、第2回の研究会から招聘、出席していただいて、助言を求めることとするということも確認をしていただいたところでございます。

今後、流域市町村の意見を聞く機会を設けるということにつきましても確認いただきました。まず、流域内の市町村が認識されておられます課題につきまして、事務局で意見照会をしまして、その結果を委員会に報告させることとするということを確認されました。この意見照会につきましては、9月5日付で本部事務局から行いましたが、この意見照会につきまして、滋賀県市長会さんからご意見をいただいております。後ほど、この件につきましてはご説明をいたします。

次の2ページをごらんください。

第1回研究会でございました主な発言内容につきまして、まとめさせていただいたものがございます。第1回ということでございますので、委員の皆様からは先を見通しましたご発言をいただいたものと認識しております。

何点かご紹介させていただきますと、まず、中川座長からは、このポツの二つ目でございます、「防災、減災対策を考える場合、自治体が一方的に実施するのではなく、国の治水事業の効果を織り込んだ上で、さらにそれを充実させるというスタンスでやっていくべきではないか」というご意見。

それから、その下のポツでございます。「実証された知恵や手法のサンプルについて、効果があると思うものを各自治体でピックアップして、それらを生かしていくというのが本来あるべき姿と思う」ということです。「いろいろなメニューやレシピから、府県や自治体にピックアップしてもらおうということで、研究会の議論は非常に貢献するのではないか」というご意見でございました。

それから、その下でございます。中村副座長の、上から三つ目のポツでございます。「治水の議論は、生態系の問題など今後議論される環境にも密接に影響する。『ながす』『ためる』は、環境面でプラスの面もあればマイナスの面も出てくるのではないか。利水環境を議論する研究会の後半部分でもきっちりフォローしていただきたい」というご意見がございました。

それから次、角委員から、4つ目のポツでございます。「次年度、利水・環境を扱う場合は、琵琶湖・淀川から関西圏が水資源としての恩恵を受けているという現状評価に加えて、地震なども含めたさまざまな広域的なリスクを評価して、いざというときどのように連携をしていくのかということをおのうちから想定して備えておくことが重要ではないか」というご意見がございました。

その次でございます、多々納委員からは、ポツ四つ目でございます。「防災・減災プランには、『住民の避難行動や住まい方に資する水害リスク情報の提供』がうたわれており、『統一的な情報発信を行う』とされている。理想形としては『地先の安全度』のようなものがつくられるべきではないか」という意見がございました。

次のページをおめくりください。

津野委員からは、四つ目のポツでございます。「『広域で効果が上がる話』『各地域地域で効果が上がる話』『情報を共有すれば効果が上がる話』を仕分けして、課題抽出をする方法がいいのではないか」という意見がございました。

それから最後でございます。中川一委員からは、四つ目のポツでございます。「奈良県では流木が問題となっている。洪水が起こった場合には、斜面等崩壊等を起こして、土砂と流木と一緒に出てくる。これが川をせきとめ、洪水があふれて人が命を失うということも起こっている。山の管理についても、流域全体でどのように責任を分担するのか議論すべき」というようなご意見がございました。

続きまして、次の5ページをごらんください。

こちらは第2回の研究会の概要でございます。第2回は、9月29日に京都で開催いたしました。

議事でございますけれども、(1)でございます。平成25年台風18号災害の概要及び流

域の河川整備の状況ということで、まずご報告をいたしたところでございます。

最初のマルでございませう。平成25年台風18号災害の概要につきまして、直轄管理河川につきましては、近畿地方整備局から、府県下の被害状況につきましては、京都府、滋賀県の各担当者より説明がなされたところでございませう。

水害の歴史・流域の変遷・取組の経緯につきましては本部事務局より説明をいたしました。

河川整備の進捗状況でございませうけれども、直轄管理区間につきましては近畿地方整備局、府県管理区間につきましては本部事務局より説明をいたしたところでございませう。この説明を受けまして、審議が行われました。

(2) 審議でございませう。流域の抱える治水・防災上の課題について議論が行われまして、「次年度以降、河川を中心とした治水・防災だけでなく、広域連合としてさまざまな観点を統合した議論が必要」との指摘がなされたところでございませう。

主な意見でございませうけれども、現在意見概要につきましては校正中でございませうので、おつけはしておりませうが、何点かご紹介をいたしますと、昨年の台風18号災害につきましては、「避難システムが機能していなかったのではないか。広域連合としてどのように情報を提供し、危機管理に貢献するか検討することもあるのではないか」というご意見がございました。

それから、「ソフト対策をやるのは当然であるが、一定水準まではしっかりハードで守る必要がある」というご意見がございました。

それから、今後の議論の進め方につきましては、「台風18号の議論で、うまくいったところ、いかなかったところという議論があったが、関西広域連合という新しい枠組みがどういう役割を果たし得るのか議論すべきではないか」というご意見がございました。

マルの二つ目でございませう、流域市町村にご協力いただいている課題調査、それから市町村との意見交換会、これは12月25日に開催を予定しております、そこでの議論などを反映いたしまして、治水・防災上の課題を取りまとめるということが確認されました。

また、この研究会に流域市町村長をお招きしまして、意見交換を行うこともあわせて検討するということが確認していただいております。

これらを踏まえまして、治水防災上の課題の取りまとめの時期でございませうけれども、当初、12月中としていたものを、来年3月までとするということも確認をしていただいております。

今回の第3回研究会につきましては、治水・防災に係る流域各地での取り組み状況、それから流域で顕在化している課題につきまして、事務局からの報告をもとに議論を深めるということとしております。今回は10月27日に開催予定ということになっております。

続きまして、7ページをごらんください。

先ほど、9月5日付で流域市町村への課題調査を実施していると申し上げましたが、広域連合本部事務局長から、流域市町村長あてに依頼文書をお出ししまして、流域が抱える治水・防災上の課題としまして、「川の中」の課題や「川の外」の課題などにつきまして、幅広くお聞きする意見照会を行ったところでございませう。

この7ページの文書は、その調査依頼につきまして、滋賀県市長会さんから、内容と手続とが不適切であるとのご意見をいただいた文書の写しでございませう。このご意見に対し

ましては、9ページにおつけをしております9月29日付で、連合長から滋賀県市長会の会長さん宛てにお出ししました文書で、この市長会さんのご意見に対する関西広域連合の考え方をお示ししております。9月29日付で、市長会の事務局にこの文書はお届けしてご説明をしております。

7ページにお戻りいただきまして、どのようなご意見ということをごらんいただきたいと思っておりますけれども、項目がたくさんございますので、抜粋して申し上げさせていただきます。

真ん中のところでございます、「内容」の最初に、「設問が、「川の中」の課題、「川の外」の課題、川の外の課題が大ざっぱである」ということでございます。

次の段落でございますけれども、「設問に記入例が添えられているが、誘導性があり、客観性を欠いている」というご意見がございました。

これに対しましては、9ページをごらんいただきまして、9ページの真ん中、1内容についての(1)でございます。この2行目に、「今回の調査は、流城市町村から広くご意見をお聞きしようとするものですので、大きな観点の設問として、自由に記載していただくこと、また、設問がそのようなものですので、回答の際にイメージしていただけるよう記入例をおつけしたもの」という考え方をお示ししております。

また、8ページにお戻りいただきまして、上から3行目でございます。同じく内容面のご意見ということで、「関西広域連合の事務には、環境、防災は含まれているが、治水、利水は含まれておらず、今回市町村に行く調査内容は権能を逸脱してる恐れがある」とのご意見に対しましては、10ページでございます、一番上の(5)でございます。「今回の研究会に関する事務は、関西広域連合規約に基づく企画調整事務として実施しており、広域連合の権能内の事務です」というお答えをしております。

続きまして、8ページにお戻りいただきまして、2、手続の最初でございます。「広域連合本部事務局長から、流城市町村宛ての依頼の形式をとっているが、この手続は正常でない。広域連合から独立の地方政府である市町村への照会であれば、連合長から首長に対して行われるべきである」とのご意見でございましたので、このご指摘を踏まえ、改めて9月24日に依頼文を郵便で送付させていただきましたので、その旨10ページでございますが、10ページの2の手続についての(1)に記載いたしまして、お知らせをしているところでございます。

今後とも、流城市町村の皆様には、市町村との意見交換会などでご意見を伺うなど、ご協力をお願いしなければならないと思っておりますので、慎重かつ丁寧に対応させていただきたいと考えております。ご報告は以上でございます。

○副委員長（三宅史明） それでは、質疑に移ります。

ご発言があれば、挙手願います。

家森委員。

○家森茂樹委員 滋賀の家森です。

ちょっと念のために、この研究会の開催費用というのは、どういう形で決めてはるんですかね。

○副委員長（三宅史明） 笠井課長。

○本部事務局国出先機関対策課長（笠井浩二） 研究会の費用につきましては、企画調

整事務ということでございますので、私どもが所管しております国出先対策に係る経費の中から充当しているというようなことで、整理させていただいております。

○副委員長（三宅史明） 家森委員。

○家森茂樹委員 滋賀県の市長会さんからこういう意見というのか、申し入れが出てまして、それに対して連合長名の考え方というのがあるんですけども、この考え方についてという9月29日の文書については、出てきた意見一つずつを捉えて、こうです、こうですという説明をさせていただいているという形になっているんですけども、私は市長会と直接しゃべったことはないんですけども、そもそも、市長会さんのおっしゃっているのは、本来これは関西広域連合として、こういう形での研究会を設置するべきものなのですかと。勝手に設置されたのなら設置されたで、それでもってそれぞれの市町村長宛てにこういう聞き方をしてくるものなのですかと。本来、琵琶湖・淀川流域、水系に関する問題であれば、もちろん三重県、奈良県も入っていただいているエリアでやるべきであろうと思うし、この企画調整事務という名前で関西広域連合がやるべきことではないのではないのですかと。ここんところから出てきている意見だと思うんですよ。一個一個回答はさせていただいてますけれども、こういう形じゃなくて、やっぱりこれはそもそも広域連合としてやることなのですかというご意見なんですわ。その辺についてはどういうふうに考えておられますか。

○副委員長（三宅史明） 笠井課長。

○本部事務局国出先機関対策課長（笠井浩二） 今の委員のご質問でございますけれども、企画調整事務ということで、この研究会は設置・運営させていただいております。

企画調整事務の中身でございますけれども、広域的な行政という観点から、検討すべき事項というふうに考えておまして、これにつきましては、広域連合の規約の中にも、事務の位置づけとしてございますので、この規定に基づいて実施、設置、運営をしているというものでございます。これにつきましては、先ほどごらんいただきました回答文の中でも記載させていただいておりますので、これはご理解をいただきたいなというふうに考えております。

○副委員長（三宅史明） 家森委員。

○家森茂樹委員 だからね、関西広域連合として広域的な企画調整をやると。これは規約にうたってあるんですよ。ところが、具体的に何かをするということになれば、これは別建てで規約上挙げないと、具体の事務になってくると、それはできないという、こういう縛りであったと思うんです。この研究会でのこの先生方のご発言なんかを見せていただいていると、やっぱりこれからのこの研究会でやることと、これからそれがそれぞれの府県にどういうふうに捉えられるかということを見ていると、特に中川座長あたりのお話を見せていただくと、研究会として何らかの提言をすると。何らかの提言をして、その提言でもってメニュー方式なりで、応用できる場所はそれぞれの府、県、市が適用していただいたら結構です。こうなってくると、実際の企画調整事務というよりは、やっぱり何らかの一つの事務になると。私はこういうふうに思うんですわ。こういう形で企画調整事務、企画調整事務ということでやりかけていると、あらゆることが関西広域連合の具体の事務になってしまうと。その辺のメリ張りをしっかりしておかなければならないというのが一つと、さっきも言いましたように、特に琵琶湖・淀川流域の問題については、三重、奈良が入っておられない関西広域連合で取り扱うというのは、私は間違っていると。やってい

ただくのなら、10府県知事会なり近畿知事会なりというところでやっていただいたらいいのであって、この設置についても知事さん方、市長さん方の会である委員会で決定されたと。こういうことで私ども議会が設置しろとか、設置するとか、こういう話ではなしに、それぞれの首長さん方で設置を決められたということであるのであれば、知事会なりでやっていただいたらいい話で、それであれば三重県さんも奈良県さんも入っていただけると、こういうことになると思いますので、私はこれのあり方については、企画調整事務という形で、委員会主導でやっておられますので、これ以上は言っても仕様がないうことになるのかなと思いますけれども、十分注意し、させていただきたいというふうに思います。

○副委員長（三宅史明） 山本委員。
○山本敏信委員 反論するつもりはないんですけれども、琵琶湖・淀川流域対策については、我々も以前管内調査で大戸川ダムとか宇治川とか、京都のほうの上流のダムを見に行かせてもらいましたし、兵庫県も当然琵琶湖の水も阪神間でいただいているということで、ここで言ったらいい、あかんとかいうことではなしに、既に我々も関与している問題であるので、やはり取り上げていただく課題としては必要じゃないかと思うんです。

先ほどの、もう議題は終わりましたけれども、東京一極集中からの脱却の問題にしましても、既に京都ではずっと御所があるんだから、皇族も天皇陛下も京都に戻って来たらどないやという議論もここでも何回もされていますし。そこは幅広く取り上げるのがこの会議だと思うんですけれども、意見を申し上げておきます。

○副委員長（三宅史明） 家森委員。
○家森茂樹委員 今、お話いただきましたけれども、僕は何も、今、委員会討議をするつもりは私にはございませんので、私は事務局に対してそういうお話をさせていただきました。

それと、関西広域連合として琵琶湖・淀川流域を見るという、これはもうあってもいいと思います。ただ、この研究会という名でそれぞれの府県に対して、これからのあり方を提示するとかというのは、私は、事務として出過ぎではないか。議員が調査をすると、こういうことと、事務として取り扱うというのは、規約に入っていないので、私はその辺の話をしているということでもあります。

○副委員長（三宅史明） 中塚事務局長。
○事務局長（中塚則男） 今回の琵琶湖・淀川流域の研究会の設置に関してのみのお話になるんですけれども、この研究会の設置を企画調整事務として位置づけたということの経緯をちょっとご説明したいと思います。

そもそも、この回答書の中にも記載しておりますけれども、関西の防災・減災プランの風水害対策編、これを検討する中で、今後の関西全域の風水害対策を行い万全を期すためには、琵琶湖・淀川流域の総合的な、流域管理の総合的検討が必要であると。そのための有識者会議を設置して検討すべきであると、そういう計画のプランが示されました。

これを受けて、じゃあどういう形でその研究を進めていくかということを考えて際に、単に、単にという言葉が悪いですがけれども、防災の観点のみだけではない。これは環境保全の分野が大きくかかわってくる。広域連合の場合でいうと、異なる分野にまたがる領域になってくるといことがありまして、いろいろ内部で議論した結果、本部事務局のほうでこの仕事を預かろうと。これは防災と環境両方にまたがりますから。ということで、

先ほど説明しました予算科目についても、ロジについても、本部のほうで一括して行うというふうに整理をさせていただきました。

その結果、まず、1年2年ほどかけて、課題の整理をしよう。連合は何をやるかやらないかということはもちろんそれから先のことなんですけれども、まずは何が、これまでの経緯をよく研究して、我々が理解をして、何が論点でどういう手だてがあり得るのか、そういうふうなことをまず学識者を中心に整理をしていただいて、もちろん学識者からの提案もいただいても結構なんですけれども、それを受けて、もし我々として、関西広域連合として何らかの事務を行うと、そういうふうなことをもし判断するに至りましたら、これはおっしゃるとおり規約の中できっちりそれを明示をして、しかも国から権限をいただかないとできない事務は多々あると思いますから、そういう手だてを講じた上で、次の段階に至るのかなというふうな理解をしています。

ですから、現時点では企画調整事務という形の表現をしておりますけれども、分野にまたがるものを調整をしつつ、一つの次の方策を示していく研究を行うという意味で、本部が預かっているということですので、これまで企画調整事務でいろいろ時々の行政課題に対応する共通方針なりしてきましたけれども、それとはちょっとニュアンスが違うのかなというふうに私たちは理解しているというところです。

○副委員長（三宅史明） 家森委員。

○家森茂樹委員 言葉尻をつかまえて少々言うわけではないんですけれども、じゃあそれであれば、私は防災でやっていただいたらいいのかなと。今おっしゃったように、環境にもかかわってくると。こういうお話でした。確かに環境にはかかわるんですよ。ただ、環境にかかわりますけれども、関西広域連合が取り扱う環境分野というのは、環境全般じゃないですよ。関西広域連合で取り扱う環境というのは限られている環境分野です。その中に、今おっしゃったようなところは私は入っていないと思うんです。だからこれは防災だけなんです。そういう意味では。そういうふうにもその規約を拡大解釈されているという懸念があるので、私はこれが企画調整事務ということでやり始めると、この企画調整事務というのがどんどん大きくなりますよという、こういう話をしたわけです。

○副委員長（三宅史明） 中塚事務局長。

○事務局長（中塚則男） 済みません、ちょっと私の言葉が足りませんでした。今、防災と環境の両面にまたがると言ったときの環境は、家森委員がおっしゃったとおり、現在やっている広域環境保全の環境とは少し意味が違います。あくまで政策分野としての環境ということでもあります。

あと、もう一つ、本部で扱ったことのもう一つの理由は、この琵琶湖・淀川の流域管理の仕事の仮に広域連合が何らかの事務として行おうとしても、これはあくまで国の権限の範疇のことでもありますので、これはもうあくまで想定の話でしかありません。

国出先機関のプロジェクトチームという組織をうちは持っていますし、従来から近畿地方整備局の事務についての研究をしておりますので、このノウハウを生かしながら研究したほうが、より大局的な議論ができるのではないかという要素もありまして、防災、連合長なり各委員とも相談した結果、我が本部のほうで行ったと。本部のほうで行うことを規約の中で表現するとすれば、企画調整事務であるという、そういうロジックで説明をさせていただきます。ちょっと補足させていただきます。

○副委員長（三宅史明） 村井委員。

○村井 弘委員 京都府の村井です。

この研究会の意味ということで、第1回目の座長が、僕は四つ目のボツのところですね、「琵琶湖・淀川水系で考えると、この琵琶湖の下流淀川全域に及ぼす影響は決定的であると。下流は好きに水を使って垂れ流しているだけでいいわけではなく、琵琶湖の保全・再生」という言葉を書きましたね。

これは非常によくわかるというか、琵琶湖の恩恵ということで、私は下流、中下流域、お世話になっているということで、この視点っていうのは僕は非常にこの研究会の大事な視点だというのは一つあります。

あとは、ただ滋賀県さんの市長会からも言われている疑問というのはわからなくもないです。

そこで、これ各流域、滋賀県以外にも出されると思うんです。各流域の市長からはこの調査に関して例えばもう既に答えは返ってきてるんでしょうか。一つそれと、このように広域連合の名前で考え方ということで回答を出されました。これに対しての現在の反応というのは、どんなふうな反応が返ってきていますでしょうか。

○副委員長（三宅史明） 笠井課長。

○本部事務局国出先機関対策課長（笠井浩二） 今、委員から2点質問がございました。

まず、市町村からの回答の状況でございますけれども、実は依頼文書を再送いたしましたので、締切が今月末というふうに設定されておりますので、全ては返ってきておりませんが、一部回答はございます。

それから、あと滋賀県市長会さんからのご意見についての私どもがお送りしました考え方に対する反論というのは、現在のところございません。以上でございます。

○副委員長（三宅史明） 村井委員。

○村井 弘委員 一点、ちょっと教えてください。

9ページに回答が出ているんですけれども、非常にこの言葉が統合的領域管理、ちょっと気になるんですよ。

それで、これは8月14日の第1回目の資料に、1ページのところには研究会の進め方で「統合的流域管理や流域対策」と書いて、「議論は構成府県市の合意の上、平成27年度以降に行う」となっていますよね。これだったら当然、この段階では中間報告があって、その結果をもって進むかどうかの分野だと思うんですよ。ところが、滋賀県市長会さんからのご懸念は、この部分に対してもう既にそういうことが決まってるんじゃないかということで、ご懸念をされてるように思うんです。これに関して広域連合のほうは、26年6月策定のこの防災・減災プラン風水害対策編では、この部分の流域的管理の部分のご説明に「流域管理の総合的検討の必要性」ということを言っている部分が、何か統合的流域管理になっているのかなど、こう思ったりもするんですけれどもね、このご答弁の仕方が。そういう意味合いでとってしまうとまずいんですか。だから、我々のプランが聞いてないことに、先に踏み込んでいらっしゃるような感じがするんです。この辺はどのように思われますか。

○副委員長（三宅史明） 笠井課長。

○本部事務局国出先機関対策課長（笠井浩二） 統合的流域管理についてでございます

て質問がありました件でございますけれども、研究会の進め方といたしましては、今年度は流域におけます治水・防災上の課題を整理すると。あと、先ほどお示しがありましたように、構成府県市の合意の上、来年度につきましては統合的管理のあり方とするというような、一応そのようなスケジュールにつきましては合意を得ていると申しますか、そういうスケジュールになっているということでございます。

ただ、当然、来年度以降の検討につきましては、今年度の課題整理を踏まえた上でということになっておりますので、必ずしも統合的管理につきまして議論をしていくかというのは、最終まだ決まっていないというような状況ではあるというふうには考えております。以上でございます。

○副委員長（三宅史明） 村井委員。

○村井 弘委員 そのとおりだと思うんですよ。そのように我々も、来年度からの課題だと。だから一旦中間報告というのが12月にあって、今、3月とおっしゃいましたけど、そこからの検討するかどうかのことが先にご懸念されて、それのご回答としてこういうことを風水害対策って言っていますよということの説明理由のために、ないものが逆転しているような感じがするんです。そこに対してのご懸念があって、先ほども、今後丁寧に、わかります、ご答弁いただいていますから、こういうことは丁寧にやりますし、そういうことは次のステップでやるんですけれども、既にこういう少し流域の市長から、やりとりにぎくしゃく感がある。だから、より丁寧にお願いしたいし、逆に言えばぎくしゃく感が増すようでは余り効果はないのではないですかと。よって、僕も先ほど家森委員が言われた広域連合にはやはり木津川流域の部分が入っていない府県がある。そこもやっぱり僕も一つは心配する。逆にぎくしゃく感が広がったらいい結果にはならないのではないですかということを最後に懸念表明をさせていただいて、僕のほうは終わらせていただきます。

○副委員長（三宅史明） 理事者の皆さん、よろしいですか。

笠井課長。

○本部事務局国出先機関対策課長（笠井浩二） 今、村井委員からご懸念いただきました奈良県、三重県さんにつきましては、こういう構成団体ではございませんですが、研究会の運営に当たりましては幹事会であるとか研究会等につきまして資料をご提出していただくとか、ご協力というのはお願いしております、今三重県さん、奈良県さん両方からご協力をいただいているというような状況でございますので、引き続きこのようなご依頼を申し上げましてご協力をいただくような体制はとっていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

○村井 弘委員 丁寧にしかも言葉がひとり歩きしないように十分留意して、文書作成等、書類作成等お願いしたいと思います。以上です。

○副委員長（三宅史明） 他にご発言はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（三宅史明） それでは、ご発言もないようでございますので、本件についてはこれで終わらせていただきます。

次に、関西圏域の展望研究の実施及びそれに関連するまち・ひと・しごと創生本部に対する提案につきまして、まとめて理事者より説明願います。

○副委員長（三宅史明） 立石計画課長。

○本部事務局計画課長（立石和史） それでは、私のほうから「関西圏域の展望研究の実施について及びまち・ひと・しごと創生本部に対する提案について」を一括してご説明させていただきます。

まず、関西圏域の展望研究の実施についてでございます。

先月23日の連合委員会におきまして、関西圏域の展望研究の研究体制が確定いたしました。さらにスケジュール等の確認を行いましたので、その概要についてご報告をさせていただきます。

資料の3をごらんください。

1、研究の趣旨でございます。

災害に強い国土形成の観点を踏まえながら、東京一極集中、人口の地域的偏在を食い止め、関西の各地域が主体的に取り組む仕組みのあり方、また心の豊かさを実感できる関西のあり方などを研究の視点にして、関西圏域の今後を展望いたしまして、政策コンセプト等をまとめることとしております。

その研究内容につきましては、関西広域連合として、国土形成計画、広域地方計画の策定権限の移譲に向けた実績づくりとして、この展望研究の第一の目的であります国土形成計画（全国計画）見直しへの意見の発出や、近畿圏広域地方計画素案の策定の検討に最大限に活用していくことはもちろんのことではございますが、まち・ひと・しごと創生本部の総合戦略などの議論、さらに平成29年度以降の第3期広域計画の基礎資料にも幅広く活用していくことと考えております。

2の研究体制でございます。

関西圏域の展望研究会の設置でございますが、恐れ入ります、3ページの別紙をごらんください。

座長とそれから座長代理2名、及び委員16名、並びに参加2名で構成されておまして、ごらんとおり、ひょうご震災記念21世紀研究機構の五百旗頭理事長を座長に、地域づくりや経済振興、少子化、インフラなどの幅広い分野の学識経験者や実践家にご参画いただいた構成というふうになっております。

恐れ入りますが、1ページの中段に戻っていただきまして、この研究会のもとに、今後研究会の議論を踏まえまして、必要に応じて研究課題ごとに部会を設置するというようにしております。また、構成団体との連携や調整を進めるために、構成団体の計画担当課長等を構成員とする関西圏域の展望研究幹事会を設置し、研究に関する情報の共有や、資料の作成に関する協力、調整などを進めてまいりたいと考えております。

また、関西経済連合会などの経済界とも連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

3のスケジュールでございます。

直近のスケジュールでございますが、第1回関西圏域の展望研究会は、10月22日に開催することを予定させていただいております。関西圏域の現状及び将来推計などをもとにして、関西が目指すべき将来や課題について幅広くご議論いただこうというふうに考えております。

それから、全体スケジュールでございます。

裏面に全体スケジュールを図で整理させていただいておりますので、そちらもあわせて

ご参照いただければと考えております。

まず、展望研究会のスケジュールでございます。26年度につきましては、先ほど言いましたように、第1回を10月に開かせていただいて、それも含めて三、四回研究会を開きたいと考えておりまして、26年度末には政策コンセプトを取りまとめまして、中間報告を実施したい。

さらに、27年度にはその政策コンセプトに基づきまして、具体的な方策をまとめる、基本戦略の検討にも着手してまいりたいというふうに考えております。

次に、我々が入手いたしました情報に基づく想定ではございますが、国の動きでございます。

国土強靱化につきましては、既に国の基本計画が閣議決定されております。今後、都道府県と市町村がそれぞれ地域計画の策定を進めることになっておろうかと思っております。

二つ目、国土形成計画につきましては、当初私どもが想定したよりもスケジュールが前倒しされておりました。来年度、27年度の夏ごろには全国計画が策定され、27年度中には広域地方計画は策定されるのではないかとこのように想定させていただいているところでございます。

また、まち・ひと・しごと創生本部につきましては、26年の末、今年中に総合戦略を策定すると。

それから27年度中には都道府県や市町村が地方版の総合戦略を策定するというふうに、我々は想定をさせていただいております。

これを、このような国の動きを注視しながら、関西広域連合といたしましては、この研究会での議論を踏まえ、国土形成計画やまち・ひと・しごと創生本部の総合戦略等に対する意見の発出や、関西独自の素案づくりなどを適宜連合委員会で協議しながら、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、まち・ひと・しごと創生本部に対する提案についてでございます。

先月3日、国におきまして、まち・ひと・しごと創生本部が設置されたことを踏まえまして、先月の23日の連合委員会で、この創生本部への提案内容につきましてご協議をさせていただき、一部修正をした上で9月26日に国に対して今回提案を发出させていただきましたので、その概要についてご報告させていただきます。

資料の4をごらんください。まず1ページでございます。関西広域連合といたしましても、関西の展望研究会を設置して検討するということを決定させていただいたところでございまして、さらに今年末にも取りまとめられる国の長期ビジョンや総合戦略に連合としての意見を反映すべく、第一弾として提案させていただいたものでございます。

提案内容といたしましては、地方創生に向け、地方分権改革推進の観点から実情に応じた地方の主体的な取り組みが推進できるよう、大きく4項目記載させていただいております。

大項目の1、東京一極集中の脱却では、首都圏への人口流出をとめるための地域活性化の主体的な取り組みを支援することであるとか、効率性、経済性のみを重視する成長モデルから、成熟社会へのモデルへの転換を促す支援制度を構築すること。さらには、首都における企業の本社機能や、地方が研究の資源が豊富だというふうな農業系の農学系の大学キャンパスの地方分散など、4項目を掲載させていただいております。

2ページを見ていただきたいと思います。

大項目の2でございます。地域活力の再生では、暮らしを支え、経済の持続可能な都市部の戦略的形成を支援する、そういう制度を構築することや、多自然地域において田園回帰志向の若者等の移住を促進し、そこでの新たなライフスタイルモデルを実現するための支援制度を構築することの2項目を掲載させていただいております。

大項目の3、少子化対策の抜本強化及び多様な主体が活躍できる社会の構築では、少子化への対応策として、国と地方が総力を挙げて思い切った対策を講じることや、女性や高齢者、障がいがある人の社会参画や、若者の採用システムの見直しを促進することなど、3項目を掲載させていただいております。

3ページを見てください。

最後に、大項目の4、地域の施策を支援する仕組みづくりでございますが、地域の実情に応じてそれぞれの地域が主体的に取り組めるような自由度の高い財政支援策を講じることや、地方の声を積極的に反映する仕組みをつくることの2項目を掲げさせていただいております。今後、年内に国の総合戦略が策定されますので、関西圏域の展望研究の議論も踏まえながら、具体的な施策を盛り込んだ第二弾の提案内容も今後検討してまいりたいというふうに考えております。説明のほうは以上でございます。よろしくお願いたします。

○副委員長（三宅史明） それでは、質疑に移ります。

ご発言があれば挙手願います。

ご発言ございませんでしょうか。

吉川委員。

○吉川敏文委員 堺市の吉川です。

最後にご報告いただいた第二弾の提案というのはいつごろを想定して策定されるご予定でしょうか。

立石計画課長。

○本部事務局計画課長（立石和史） ただいま事務局のほうで、第二弾の具体的な施策の検討を始めているところございまして、できれば11月中には出せればなという方向で進めております。

○副委員長（三宅史明） 吉川委員。

○吉川敏文委員 ありがとうございます。それで、国のスケジュールでいうと、先ほどお示しいただいたように、今年度内に基本的な総合戦略が打ち出されて、それをもとに来年度からそれぞれの府県で地方版の総合戦略をつくるということになりますけれども、関西広域連合と構成団体の府県との協議の場というのは、委員会を想定されて、今、お考えでしょうか。

○副委員長（三宅史明） 立石計画課長。

○本部事務局計画課長（立石和史） 先ほど、この展望研究会の関係で、構成団体の連携調整のため、構成団体の計画課長等を構成員とする関西圏域の展望研究幹事会というのを設置して、さらに27年度については、今後プロジェクトチームに格上げするような検討もするという話にしておりますが、そういった中で調整をしながら、関西広域連合として府県をまたがる、あるいは府県域を超えるような、そういう取り組みのほう効率的であろうというふうに考えられるものについての議論を進めたいなと思っております。

そんな場で、今回の展望研究の研究内容についてを各府県さんをご参考いただいて、ご検討いただければなというふうに思っております。以上です。

○副委員長（三宅史明） 吉川委員。

○吉川敏文委員 この広域連合議会で、皆さん策定された、あるいは研究会が策定された内容をいつ議論するという想定をされているのでしょうか。

○副委員長（三宅史明） 立石計画課長。

○本部事務局計画課長（立石和史） 内容が議論されて、今後それを対応していくということですので、具体的にどのような形で対応するかについては、今後の議論を待って考えていく、特に連合委員会でのご協議をさせていただくということになります。当然その中で、議会へのご報告等も必要になってこようかと考えております。以上です。

○副委員長（三宅史明） 吉川委員。

○吉川敏文委員 ですから、もう来年度から県での総合戦略の策定が始まるということになるわけですから、すき間が余りないわけですね。関西広域連合というのは、関西だけの独自のもので、そのすき間に入り込もうという今お考えなんでしょうけれども、当然ここにはこのきちっと我々議会があるわけですので、そこでの十分な議論というのは本当は必要だと思ってるんですね。なかなかうまく研究会の立ち上げと、この結論を出す期間がタイトで、かなり苦しいというのは理解できるんですが、やはり関西独自のこの議会がある関西広域連合なので、やはり我々も十分その辺を皆さんと議論したいというふうに思っておりますので、よく考えていただいて、この議会のタイミングとあわせていただいて、ご提案いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○副委員長（三宅史明） 立石計画課長。

○本部事務局計画課長（立石和史） 委員のご提案を踏まえまして、今後こちらのほうで検討は進めたいと考えております。

○副委員長（三宅史明） 他にご発言はございませんでしょうか。

田辺委員。

○田辺信広委員 大阪市会の田辺です。

吉川委員のご質問と重複するところがあるかもしれませんが、済みません。いま一度、このまち・ひと・しごと創生本部に対する提案というのは、ここ、骨子提案ということにもうされているところと、その一つ前の関西圏域の展望研究の実施についてというご説明のある、この展望研究会とのまち・ひと・しごと云々の提案との関係をもう一度詳しくご説明いただきたい。

○副委員長（三宅史明） 立石計画課長。

○本部事務局計画課長（立石和史） 委員のご質問にお答えさせていただきます。

あくまでもこの研究会は関西圏域を展望して、今後のそれに向けてどういうふうに対応していくかという施策コンセプト等をまとめていただくものでございますので、その最終報告というのはそういった形のをまとめるということでございます。それを、関西広域連合としていかに例えば、まち・ひと・しごと創生本部に反映させて提案をしていくかというのは、関西広域連合としての仕事かなというふうに考えておりますし、国土形成計画の近畿圏広域地方計画の素案の策定の部分の検討についても関西広域連合として取り組んでいくものかなというふうに考えております。

○副委員長（三宅史明） 田辺委員。

○田辺信広委員 本当に吉川委員が持たれた疑問と近いんですけど、スケジュールどおりいくんですか、これ。

○副委員長（三宅史明） 立石計画課長。

○本部事務局計画課長（立石和史） 確かに研究会のほうは、ただもちろん先ほど言いましたように、関西圏域の展望研究というのはかなり幅の広い話ですし、今の展望研究会のスケジュール的には非常にタイトだと思っています。ただ、本部事務局としては、その辺の、もちろん研究会のご意見というのは踏まえることは必要かと思うんですけど、研究会でご議論いただくためのベースになる議論というのは本部事務局内でも議論させていただいておまして、そういった部分も総合的に考えながら、関西広域連合として委員会でご議論いただきながら提案をしたり、意見を発出したりというふうにもっていきたいというふうに考えておりますので、随時させていただくということになるかと思っています。

○副委員長（三宅史明） 田辺委員。

○田辺信広委員 ありがとうございます。もうスケジュールとそれと実効性、実現性のあるものをつくっていただきたいということを要望させていただきます。以上です。

○副委員長（三宅史明） 他にご発言はございませんでしょうか。

それでは、ご発言もないようでございますので、本件につきましてはこれで終わらせていただきます。

次に、関西ワールドマスターズゲームズ2021について、理事者より説明願います。

○副委員長（三宅史明） 齊藤参与。

○本部事務局参与（齊藤和満） お手元の資料5に沿いまして、関西ワールドマスターズゲームズ2021について、実施予定競技種目及び開催府県市の検討、決定の進め方案及び資料3に記載の組織委員会の設置方針についてという二つについて、ご説明をさせていただきます。

まず、実施予定競技種目及び開催府県市の検討、決定の進め方についてなんですが、今年度6月と8月の常任委員会の場におきましてもご説明をさせていただき、その際には、私どもは本年10月にも一定の競技種目案をまとめたという形でご説明をさせていただきました。これは昨年IMGAの査察時におきまして、本年末に予定しています開催地契約の調印の際には、一定の大枠を示してほしいというリクエストを受けていたため、このスケジュールに沿った案を立ててご説明をさせていただいていました。その際、常任委員会の折には、幅広くご意見をしっかりと聞くようなというようご指導もいただきましたので、今年の8月、開催地契約書そのものに係るIMGAとの交渉の機会を捉え、協議決定のスケジュールについても改めて相談をさせていただき、今回2017年4月末に開催されるオークランド大会までに決めればよいということで合意を得ましたので、改めてスケジュールを組み直し、ご説明をさせていただきます。

まず2021年の関西大会において実施する競技、これはまだ正式には何も決まっておりませんが、これを大きく分けると次の四つに区別できるだろうと我々は考えております。

まず一つ、コア競技、これはもうIMGAが指定する16競技でありまして、小さな文字で書かせていただいておりますアーチェリー、陸上競技、バドミントン、以下16競技であります。これは必須項目ということになります。

二つ目のオプション競技なのですが、IMGAが承認する競技、14競技とあります。これは過去の大会の開催状況等に鑑み、日本体育協会加盟競技団体または日本オリンピック委員会加盟競技団体の競技とし、開催府県市の体育協会に加盟している競技団体の競技とする。

この1のコア競技及びオプション競技、16と14をあわせた30競技、これはこの二つを足して30というのは一つのお約束事でありまして、30の枠の中で、残る14のオプション競技を決めていくということになろうかと思えます。

次に、コア競技、オプション競技のいずれにも採択されなかった競技で、国内のスポーツ振興の観点から、日本体育協会加盟競技団体またはオリンピック委員会加盟競技団体の競技で、開催府県市の体育協会に加盟している競技団体の競技、これは平たくいいますと、限りなくオプション競技あるいはコア競技には近いんですが、二つの競技合計数が30という枠の中で、ぎりぎりそれに入らないものというようなイメージになろうかと思えます。

この競技種目については、1番目のコアとオプションが一応IMGAの主催するワールドマスターズゲームズですので、その枠の外になります。したがって、IMGAの公式メダルの対象にはなりませんし、記録についても参考記録にとどまるということになろうかと思えます。

一番下、デモンストレーション競技なのですが、これは上記の三つ、いずれにも採択されない競技で、開催府県市の体育協会に加盟している競技団体の競技または同協会が推薦するスポーツレクリエーション団体の競技というようなイメージになろうかと思えます。以上、四つの分類が可能だという前提で、次に資料の2ページなのですが、競技種目の実施主体の考え方についてでございます。

競技会の開催は、実際の競技にあたっては、各府県市ごとに実行委員会を設置していただき、その実行委員会の主管により行われるものと考えております。

例示としてですが、下に枠内左、これは、今後設立されます組織委員会において分担する主な業務と。右側が競技を開催していただく府県市において、設置される実行委員会が分担される業務というふうな形でイメージをさせていただいております。

次に3です。競技大会の開催負担に関する事務局の考え方なのですが、組織委員会及び地域の実行委員会は、先ほどの上記の表なのですが、業務分担に沿って経費の負担をしていただく。コア競技、オプション競技、オープン競技、先ほどの競技の区分をした上の三つの部分までは、一定の基準により算出した額を組織委員会のほうから各府県市の実行委員会に交付をする。括弧書きで書かせていただいておりますように、先ほど申し上げた4分類の一番下。デモンストレーション競技についてはこの限りではないということで、経費を含め、全て地元主導でやっていただくことを想定しております。

先ほど申し上げましたように、IMGAとの再協議をもとに組み直した競技種目、開催地の決定スケジュールについてであります。年明け、2015年1月、実施予定競技の選択基本方針あるいは選択基準、開催地にかかる選択基本方針や選択基準、それと先ほど上の3で申し上げました開催経費配分方針等について決定をし、お示しをしたいと考えております。その際、16競技指定されておりますコア競技につきましては、この時点で正式に2021年度大会の実施競技種目として決定し、各府県市において開催をする、しないといった具体の検討に入らせていただこうと考えております。

コア競技以外の競技種目の候補案について、この時点で改めて提示をさせていただきたいと思っております。

現在、各方面からの幅広いご意見をお伺いしております。こういうものを追加してみてもどうかということも具体的にお伺いしておりますので、そうしたものも改めてお示しをさせていただきたいと思っております。

次、2015年7月、横にちょっとアスタリスクを書かせていただいております。これは私どもが9月の下旬以降、各府県市の連合議員の皆様方に、私どもの説明が不十分ということで、補足的に回らせていただいている中で、時期についてもご要望いただきましたので、ご説明時には6月と書かせていただいておりますが、もう少しずらしてほしいというご要望を踏まえ、7月という形で書かせていただいております。この2015年7月に先ほど申し上げましたように、開催を希望する府県市におかれましては、意見を集約していただいた上で、具体的に希望する競技種目及び会場地について組織委員会のほうに申し出ていただきたいと。2015年10月、これも各府県市には一旦9月でお示しをしたものですが、上記2が一カ月ずれたことで、一カ月ずらした10月という形で書かせていただいております。競技種目の区分、オープンあるいはオプション、デモンストレーションを示した実施予定の競技種目案を決めさせていただきたいと考えております。

その上で、2016年9月、1年ほどあきますが、組織委員会の中に設置をいたします専門委員会において開催地を審議し、開催府県市を内定。さらに一カ月後の2016年10月には、内定の結果を踏まえ、組織委員会において決定する。このような段取りで進めさせていただきたいと考えております。

資料の3ページの上段は、フロートチャート図的にお示しをしたものでございます。内容的には全く変わっておりません。

次に資料の3ページの真ん中以降、組織委員会の設置方針でございます。

現在は任意団体の準備委員会として準備事務を進めておるわけですが、2021年の大会開催を成功に導くため、今年内に一般財団法人として組織委員会を設立し、名誉会長や顧問、参与等を設置し、大会開催の支援を各方面から幅広く得るとともに、開催の意義につきましても、日本国内はもとより、世界に向けても発信していきたいと考えております。

また、大会準備や実施に関する重要な事項を決定するためには、現在の行政や経済界、さらには体育協会等々のメンバーで構成してあります準備委員会のメンバーに加え、各種競技団体の関係者の方、あるいは関連する業界の皆様方にも入っていただき、常任委員会というものを設置し、専門的に調査研究し、物事を決めていきたいと考えております。

さらに、各府県市にゆかりのあるタレントあるいはオリンピック等をメンバーとしたスペシャルアドバイザーや応援大使を設置し、その皆様方の高い知名度や情報発信力を使って、積極的に大会のPRを進めていきたいと思っております。

なお、この場でお願いをさせていただきますが、関西広域連合の正副議長様には一般財団法人の理事へのご就任をぜひともお願い申し上げたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、その設立のスケジュールなんですけど、今月の7日に第4回の準備委員会を開催させていただき、構成メンバー案についての一定のご理解をいただきましたので、今後、就任候補者に対しまして、参画あるいは役員への就任のご依頼に回りたいと考えております。

11月の上旬にはできますれば大阪の法務局へ設立認可を申請させていただき、下旬には設立の認可を何とかいただき、年内には開催地契約書に調印をさせていただければなど考えております。

ちなみに、先ほど正副議長様にはぜひとも理事へのご就任をとお願ひしたところでございますが、そのほか顧問としては各府県市に関係のある国会議員の皆さんや、スポーツ議員連盟の役員の方々、あるいは同様に顧問として各府県市の議会の議員の皆様方、あるいは近畿2府8県議会議長会常任幹事様、あるいは近畿市議会議長会会長様などにもお願ひをさせていただくことを考えております。

なお、会長につきましては、これまで準備を進めていました準備委員会の中から、井戸連合長と関西経済連合会の森会長にご就任いただくことになっております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○副委員長（三宅史明） それでは、質疑に移ります。

ご発言がございましたら挙手願ひします。

ご発言ございますでしょうか。

それでは、ご発言もないようでございますので、本件につきましてはこれで終わりたいと思います。

なお、先ほど組織委員会の構成につきましてご説明があったところでございますけれども、連合議会の正副議長を構成員とし、財団の理事に充てるという案でございます。

本日は、正副議長はご欠席であります。これにつきましては連合議会において協議が必要と思われまますので、理事会に協議をお預けするように議長にお願ひしたいと思ひますけれども、この点、皆さんいかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副委員長（三宅史明） それでは、この件につきましては、そのように取り扱うことといたします。

次に、その他ということでございますけれども、この際何か皆様、ご発言ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（三宅史明） それではご発言もないようでございますので、本件につきましては、これで終わりたいと思ひます。

以上で、総務常任委員会を閉会いたします。

皆様どうもお疲れさまでございました。

ありがとうございました。

午後2時58分閉会

関西広域連合議会委員会条例（平成23年関西広
域連合条例第14号）第28条第1項の規定により、
ここに署名する。

平成27年1月

総務常任委員会副委員長 三宅 史明